

平成 2 1 年度

定期監査（第 2 次）結果報告書

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日

北見市監査委員

平成21年度 定期監査(第2次)結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、本年度の北見市監査計画に基づき、次のとおり定めました。

- 都市建設部 都市計画課
- 学校教育部 留辺蘂学校給食センター
豊地小学校、大正小学校、北光小学校、
相内中学校、上常呂中学校
- 社会教育部 事業推進課、文化財課、ところ遺跡の森、中央公民館
留辺蘂町児童館

2 監査の期間

平成21年9月14日(月)から10月23日(金)まで
(うち、現地監査 10月19日(月))

3 監査の主眼及び方法

平成21年4月から平成21年8月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づき事務処理が行われているか、また、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、契約(工事、業務委託等)、物品等の管理・保管を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、軽微な事務処理の誤りが見受けられたものの、予算及び関係法令等に基づき、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも引き続き財務規則等に留意し、適正な事務・事業の執行に努めてください。

なお、各施設におきましては、限られた財源の有効活用の観点から、計画的・効率的な予算の執行に留意するとともに、児童生徒の安全確保、良好な施設・設

備の維持管理に努めるよう願います。